

平成29年度小規模事業者連携促進事業 パンフレット制作業務に係る公募要領

佐賀県中小企業団体中央会（以下、「中央会」という。）が実施する「平成29年度小規模事業者連携促進事業 パンフレット制作業務」（以下「本業務」という。）に係る委託先事業者の選定にあたり、この要領に基づき公募する。

1 委託業務の概要

別紙「平成29年度小規模事業者連携促進事業 パンフレット制作業務仕様書」のとおり。

2 委託期間

本業務委託契約締結日から平成29年9月29日（金）まで

3 参加資格要件

企画提案に参加する者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 佐賀県内に事業場を有すること。
- (2) 本業務の実施にあたって、中央会の要求に応じて即時に来所し、対応できる体制を整えていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (4) ア 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者イ アの（イ）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

4. 応募書類の提出

- (1) 提出する書類 経費見積書 正1通

（注）見積書は日本語で記載すること。なお、金額については日本国通貨とする。

(2) 提出期限

ア 持参する場合

平成29年8月25日（金）17時までに下記提出先に提出すること。

イ 郵送する場合

郵送用封筒に「見積書」在中の旨を朱書きして、平成29年8月25日（金）までに下記提出先に到達するように送付すること。

(3) 提出先

〒840-0826

佐賀市白山2丁目1番12号 佐賀商工ビル6階

佐賀県中小企業団体中央会 担当：山田

(4) 留意事項

ア 見積書は提出者1者につき1通のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

イ 虚偽の記載をした見積書は、無効とする。

ウ 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した見積書は、無効とする。

エ 見積書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

5. 委託先の決定

委託先の決定は、提出された見積書について行い、契約の相手方を決定するものとするとともに、全ての提出者に対し平成29年8月31日（木）までに文書で通知するものとする。

平成29年度小規模事業者連携促進事業 パンフレット制作業務仕様書

1. 委託業務の名称

平成29年度小規模事業者連携促進事業 パンフレット制作業務

2. 委託業務の目的

佐賀県内の小規模事業者に対して連携による課題解決や経営資源の補完ができる可能性について周知し、小規模事業者の連携・組織化の一層の促進を図ることで国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するとともに、革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を支援することを目的とする。

3. 委託業務の内容

小規模事業者連携のメリット等を周知するパンフレットの制作

①仕様

A3上質紙（厚口）、両面4色、二つ折り中綴じ8頁、制作部数2,000部

②その他

見積額には印刷費、デザインレイアウト費、その他制作に係る諸経費を含めること。

4. 納期限

平成29年9月29日（金）

5. 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、中央会に帰属する。

(2) 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を業務中及び業務完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはいけない。

6. 著作権等

(1) 受注者は、本成果物の著作権を全て発注者に譲渡する。自己の有する著作権人格権は行使しない。

(2) 第三者が権利を有している画像の二次利用を含め、適切な権利処理を受注者において行う。

(3) 画像等の著作権等に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し、発注者は責任を負わない。

7. その他

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は仕様書により難しい自由及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議を行い、その指示に従うものとする。